

「国民公園の維持管理業務（皇居外苑）」に係わる市場化テスト業務対象範囲について（案）

令和2年12月4日
環境省自然環境局
皇居外苑管理事務所

1 概要

令和2年基本方針（別表）において、市場化テスト「皇居外苑維持管理業務」の実施期間は令和4年4月～令和7年3月まで（3年間）、対象範囲は、「皇居外苑」の管理・運営業務のうち、庭園管理、清掃、巡視・利用指導、広報・案内、駐車場等の運営管理、飲食施設等の運営等の各業務とされ、環境省においては、同業務を令和4年4月より開始するため、実施要項（案）を入札監理小委員会にて審議いただくよう準備を進めていたところ、以下に示す事情変更により、同業務の対象範囲のうち、飲食施設等の運営等に含まれる「和田倉噴水公園休憩所（飲食施設区域）」を市場化テストの対象範囲から外すもの。

2 市場化テストの対象範囲から外す事由

現在の和田倉噴水公園休憩所（飲食施設区域）における運営の契約は今年度末までとなっており、令和3年度については、令和4年度からの市場化テストに移行するまでの単年度契約となることから、新たに業者を選定するために企画競争を実施したとしても、複数の参加者が想定できることや、業務の確実な質の確保が期待できないことから、令和3年度の単年度契約は、現在の運営業者との随意契約による契約延長を考えていたところであり、この点は、本年5月29日の入札監理小委員会でも説明しているところ。

しかしながら、新型コロナウイルスの影響により、当該運営業者が来年度の業務継続について意思を明確にしていない状況にある。現行の運営業者以外の者が手を挙げることが考えにくい現状では、契約延長ができなければ、来年度は同施設の閉鎖も検討せざるを得ない。

和田倉噴水公園休憩所（飲食施設区域）は、上皇上皇后両陛下ご成婚を記念して造成された公園を憩いの場として活用する上での顔となる施設であり、同施設が閉鎖されることは、公園利用者の便益や上質な雰囲気を失わせることとなる。また、東京オリンピック・パラリンピック開催時には、皇居外苑の一部は駐車場としてIOC始め世界中の要人等に活用される見込みであるが、世界の耳目が集まる正にその時に、目立つ外見の同休憩所が閉鎖されていることは、恰も皇居の前庭としての性格を有する皇居外苑が十分に管理されていないかのような印象を世界に発信することになりかねない。

については、同休憩所の閉鎖という事態を回避するため、オリパラ開催による利用制約を受けない和田倉噴水公園休憩所（飲食施設区域）について、現行の運営業者が令和3年度の契約の意思を示さない可能性を見込み、他の事業者の参入を促すために、来年度からの複数年での契約とすることを考えている。

このため、皇居外苑維持管理業務全体の市場化テストから和田倉噴水公園休憩所（飲食施設区域）を切り離して、来年度からの複数年契約（5～10年）による公募を行いたい。

3 和田倉噴水公園休憩所（飲食施設区域）についての今後の方針

今後は、複数の事業者が幅広く応募できる方向で公募要項を作成した後、来年の早い段階で公募を開始し、積極的な広報活動や事業説明会等を開催したうえで、来年3月末に事業者を決定し、7月の東京オリンピック・パラリンピックまでに事業が開始できるよう、速やかに準備に着手したい。

4 市場化テスト全体スケジュール

令和3年2月～3月	実施要項案提出
5月	入札監理小委員会
6月	パブリックコメント（意見招請）実施
7月	入札監理委員会
8月	入札手続き
9月	落札者決定
10月～令和4年3月	引継ぎ後、契約
4月	市場化テスト事業開始（契約）

以上